

2007年1月26日

名古屋市長 松原 武久 様

保育をよくするネットワークなごや  
代表者 渡邊 史絵

このたびは大変お忙しい中、懇談を設定していただき大変有難うございます。

2006年6月に「認定こども園法」が成立し、10月から施行されました。認定基準は、国の指針を参酌し愛知県12月議会において条例を制定するというものでしたので、私たちは愛知県に対して9月に要望書を提出し懇談を持っていただきました。

認定こども園法は、認可外施設を容認し児童福祉法の特例として、直接契約を導入するなど、現行の保育制度に大きな影響を与えかねないものです。国の指針においても、4時間の共通時間は3歳児も含め、幼児35人に職員一人という基準が示されており、3～5歳児の給食の外部搬入を認めるなどの問題も含んでいます。加えて、親の経済状況によって受ける保育に格差が生じたり、保育困難な子どもが排除されることも危惧されます。また、子育て支援を行なうことを必須要件にしているにもかかわらず、専用の施設や専任職員の配置基準もなく、別立ての財政支援もありません。

愛知県はこのような国基準では保育の質が守れないと、3歳児は30:1にし、設置者は県の調査に協力するものとするとして協力（提出）しない場合は認定を取り消すことも盛り込む等、独自努力をしてくれました。しかし、設置主体の規制はできないことや、子育て支援といつつ認定こども園としては何の補助もないことは変わりなく、どうていこれで安心といえるものではありません。

名古屋市として「認定こども園」のことをどうとらえているのか、また現在の進捗状況はどのようなのかを伺うとともに、懇談に先立ちまして私たちの要望もお伝えしておきたいとまとめたものを送らせていただく次第です。

## 「認定こども園」に対する要望

- 1、認定にあたっては県任せにせず、市としては積極的には「認定こども園」を実施させないこと
- 2、子育て支援を実施するために、市としても必要な予算措置や人員配置を行なうこと
- 3、「保育に欠ける」子どもの入所については市町村の責任を明確にし、保育料の滞納や障害児等保育困難などの理由で退所させないこと
- 4、保育料の設定は市町村の基準を適用させること
- 5、「認定こども園」に対する指導・監査に関する市町村の権限と責任を明確にすること

以上